令和3年度 第9回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第9回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

1 日 時 令和3年10月26日(火曜日) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室

3 出席委員数

農業委員 10名 会 長 12番 小泉 幸善 会長代理 宮坂 廣司 10番 1番 飯田 吉三 小松 眞知男 2番 溝口 喜視 4番 ーノ瀬 和廣 5番 濵 幸彦 6番 7番 藤森 正一 日達 誉子 8番 藤森 紀保 11番

農地利用最適化推進委員 10名

4 欠席委員 会長代理 3番 矢崎 勝美

9番 岩波 恵理子

5 農業委員会事務局 局長 小平茂徳

 次 長
 小泉 敏宏

 主 査
 武居 昌紀

6 署名委員 2番 小松 眞知男

4番 溝口 喜視

7 会議の概要 会議の概要については次のとおり

なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は

適正に行われている(該当議案なし)

〇委員会成立報告

事務局

小平茂徳 局長

これより令和3年度第9回諏訪市農業委員会を開会いたします。

本日欠席農業委員は矢崎勝美委員、岩波恵理子委員です。よって、12名中10名出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議 は成立です。

欠席農地利用最適化推進委員はいません。10名中10名の出席です。

○議事録署名人の指名

事務局 小平茂徳 局長

諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に2番の小松眞知男委員、4番の溝口喜視委員を指名します。

それでは、以後の進行を小泉会長にお願いします。

〇会長あいさつ

小泉幸善 会長

ごくろうさまです。今回は案件が非常に少ないのですが、そのあとで営農型太陽光について説明を受けます。[営農型太陽光計画法人]から関係者2名が来られ、説明があるようです。

今月短期入院された方がおられます。皆さん体に気を付けてください。

1ページ 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請 No.4 大字豊田 この件について説明をお願いします。

○議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について 推進委員 飯田吉三委員 「中転用の申請となります。所在は大字豊田字橋下○○番。地目は台帳では田、現況は畑。面積は○○㎡です。 申請目的は○○練習場、一時転用3年間です。○○さんからの申請です。 [場所の説明。] この案件は、お盆過ぎに、普段通らない道なのですがたまたま通りましたら、防草シートを張り、単管で構造物をつくる気配があり、「申請者自宅の庭にあった練習場を移設しているのではないか」との情報を得、写真を撮り事務局に相談しました。事務局から申請者に連絡し、今回の申請に至ったものです。

小泉幸善 会長

いと思われます。

この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、2ページ 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について No.46 大字湖南 この件について説明をお願いします。

面積的にも小さく、単管で[練習施設]をつくるものであり、自宅の庭にあったものを自宅すぐ近くの畑に移すというものであり、周りの農地への影響はな

〇議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について		
推進委員	所在は大字湖南字中河原通〇〇番。地目は田、現況不耕作です。	
藤森善雄 委員	面積は〇〇㎡。申請目的は宅地造成、〇区画の分譲です。譲渡人は〇〇	
	さん、譲受人は〇〇(法人)、〇〇業です。契約内容は売買、〇〇円となりま	
	す。	
	´ ・	
	資金計画は、〔金融機関〕から〇〇円の融資を受け、土地購入代〇〇円、	
	造成が〇〇円とのことです。	
	「申請地周辺の既存建築物の状況。]	
	周囲に農地はなく影響ないと思います。公共下水道に接続、雨水排水は地	
	下浸透となっています。12月中旬が完了予定となっています。	
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。	
小松賢次 委員	市道には接続しているのですか。	
推進委員	申請地内南側に道路を設け、東の[既存建築物]前の道路と繋げるとなって	
推進安員 藤森善雄 委員	中間地内用側に追避を設け、泉の[成仔建業物]前の追避と繁けるとなって います。	
小泉幸善 会長	」います。 - 「既存建築物]前は市道ですが、分譲する○区画は直接道に面しないため、	
小水羊岩 五技	「既存建業物」前は中垣ですが、分譲する〇区画は直接道に面じないため、 造成する中で道路を設けるということですね。	
10来		
10番	申請地と道路の間に三角地があるようですが。	
宮坂廣司 委員		
事務局	三角地も申請者の土地であることを証する書面が提出されています。既存	
武居昌紀 主査	宅地です。市道に面することは間違いありません。	
小泉幸善 会長	なお、申請地は湖南地籍ですが、行政上は豊田で扱われており、藤森委員	
	が担当されました。	
	この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。	
	続いて、3ページ No.47 渋崎 この件について説明をお願いします。	
10番	所在は渋崎〇〇番。地目は現況不耕作の田です。面積〇〇㎡、幅〇m、奥	
宮坂廣司 委員	行きOmほどの土地です。	
	申請目的は通路。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。契約内容は	
	贈与。申請者は〔親族〕関係です。	
	[譲渡人]が既に宅地として売却した土地を相続したのですが、その土地を	
	│ 売った時に○○㎡残ってしまい、〔譲受人〕に相談したところ、隣接する農地を	
	利用するための通路としたいとなりました。この農地は〔別の親族〕の農地です	
	が現在不耕作となっています。	
	[以前、譲受人が耕作していた説明]そうですが、改めて[別の親族]に話を	
	され農地を利用するについて、通路を拡幅するとのことです。既存通路と合わ	
	せてOmほどの幅員の通路となり、車を入れ、また荷物の出し入れにも便利	
	になるということです。	
	現在申請地は隣の通路に比べて若干下がっていますので、その補修を自	
	費により行うとのことです。周囲は、この土地の利用が直接影響することはな	
	いと思います。	
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。	
	この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。	
	続いて、4ページ No.48 大字湖南 この件について説明をお願いします。	
7番	所在は大字湖南字二反田〇〇番。現況不耕作の畑です。面積は〇〇㎡。	
藤森正一 委員	申請目的は2階建1棟、建築面積〇〇㎡の住宅建築。譲渡人亡〇〇さんの	
	相続財産管理人から譲受人〇〇さんと〇〇さん夫妻への売買です。	
	亡〇〇さんは相続人がおられないためお亡くなりになる前に〇〇法律事務	
	所の〇〇弁護士に死去後の財産管理をお願いされ、〇〇弁護士が地裁諏訪	
	支部に相続財産管理人を選定するよう申し立てました。その結果△△弁護士	
	が選任されたという経過があります。	

	契約内容は〇〇円での売買です。
	〔場所の説明。〕周辺に農地はありません。
	雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続。
	資金計画は〔金融機関〕から〇〇円の融資を受けるとして、融資証明があり
	ます。残り〇〇円は〔譲受人〕の〔金融機関〕口座残高証明が付されています。
	〇〇円が土地購入費、〇〇円が住宅建築費、その他〇〇円です。
	申請地以外に土地をお持ちであったかまでは承知していません。
事務局	近隣に農地があり、現在[市内農業者]が耕作しています。その土地の第3
武居昌紀 委員	条申請について、相続財産管理人である△△弁護士から相談を受けています
	ので、近々に手続きがあるのではないかと思います。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
	この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。

〇議案第22号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について			
	(取り下げ)		

〇議案第23号	営農型太陽光に係る許可申請について
	(申請書類等が整っていないため審議を行えなかった。)
	(事業計画者が来庁したため、計画についての説明等を受けた。)

○その他

- 農地パトロールについて。(10月29日(金曜日))
- ・全国農業新聞の購読について。(チラシ)
- ・農地転用許可後の工事進捗状況について。
- ・非農地状態の農地が農地として復旧されたことについて。
- ・地区会の開催について。
- ・第6回長野県農業委員会大会について。(11月16日(火曜日) ビッグハット)
- ・次回予定(第10回 令和3年11月26日(金曜日) 諏訪市役所302会議室で午後2時から)を確認し閉会。